

平成 30 年 8 月 1 日

事業者 殿

一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会
甲府市北口 2-15-1 (電話 251-6626)
<http://www.yamanashi-roukiren.com/>

粉じん作業特別教育の実施について

粉じん作業に従事する労働者は、不治の病と言われている「じん肺」にかかるおそれがありますので「粉じん障害予防規則」により、特定粉じん作業に従事する労働者は、粉じんに係る健康管理、疾病の予防等について特別教育を受けた者でなければ就業することができないことになっております。

このたび、当会ではこの特別教育を下記により実施します。

つきましては、貴事業場で、粉じん作業に従事している者、また新しく雇い入れた者など、もれなく受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成 30 年 10 月 17 日 (水) 午前 8 時 45 分～ (受付)
- 2 場 所 **山梨県立中小企業人材開発センター** (甲府市大津町 2130-2)
※ ただし、駐車スペースに限りがありますので、アイメッセ第 3 駐車場をご利用下さい。
地図明細 : <http://www.yavada.jp/access.html> でご覧下さい。
- 3 受講料等 受講料 6,912 円 テキスト代 648 円
合計 7,560 円 (消費税を含む)
★ 受講料につきましては、必ず申込み手続きを済ませてから 10 月 10 日 (水) までに下記に“振込み”をお願いします。
振込口座—山梨中央銀行武田通支店 普 674128
(一社) 山梨県労働基準協会連合会
※なお、振込手数料につきましては、受講者の負担とさせていただきます。
- 4 修了証 講習科目を全部受講した者には修了証を交付します。
- 5 申込方法 申込書に所定事項記入の上、10 月 10 日 (水) までに当連合会に申し込んで下さい。(FAX 可 055-251-6615)
- 6 その他

- (1) 申し込み後の取消 (キャンセル) は、講習日 3 日前 (平成 30 年 10 月 12 日) までとします。以降の取消は欠席扱いとし、受講料の返金はいたしませんのでご注意ください。未納の場合にはご請求いたします。(なお、欠席者にはテキストをお渡し致します。)
- (2) 受講者の変更については、講習日 3 日前までに申し出ください。
- (3) 受講票は発行いたしておりません。受講者は会場に直行して下さい。
- (4) 請求書と領収証は発行いたしておりません。請求書は本通にて、領収証は金融機関発行の「振込金受取書」にて、ご対応いただきますよう、お願いいたします。
- (5) 会場には食事をする施設(レストラン等)がありません。あらかじめ昼食の用意をすることをお勧めします。

7 講習科目及び時間割

時 間	科 目
8:45～9:00	受 付
9:00～10:00	関係法令
	小 休 止
10:10～11:10	粉じんの発散防止、換気の方法、設備等
	小 休 止
11:20～12:20	作業場の管理
12:20～13:20	昼 食 休 憩
13:20～13:50	保護具
	小 休 止
14:00～15:00	粉じんによる疾病、健康管理
15:10～15:40	確認テスト
	小 休 止
15:50～	修了証交付

注 (1) 原則として遅刻は認めません。時間厳守をお願いします。

(2) 講師の都合により科目、時間を変更することもあります。

(3) 定員 (60 名)。但し、受講申込者が 20 名未満の場合、講習を中止することもありますのでご承知おき下さい。中止の場合には受講申込担当者に当会より連絡致します。

----- き り と り 線 -----

粉じん作業特別教育受講申込書 (平成 30 年 10 月 17 日実施)

フリガナ	性 別	生 年 月 日	現 住 所
氏 名	男	昭和 年 月 日	〒
	女	平成 年 月 日	
	男	昭和 年 月 日	〒
	女	平成 年 月 日	
担 当 窓 口	部 署 名	担 当 者 名	電話番号
			FAX 番号

☆ 記載に当たっては、労働者名簿等によりよく確認し、楷書で誤りのないようにして下さい。
上記のとおり申込みます。
受講料 6,912 円(税込) テキスト代 648 円(税込) 名分 合計 円【振込】
郵便番号 〒
所在地
事業場名
電話番号 ()
一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会長 殿
H

【個人情報について】ご記入いただいた個人情報につきましては、当会が責任をもって管理し、申込みいただいたサービスの的確な実施のためにのみ使用いたします。